

平成26年 第4回豊見城市議会定例会について(審議事項)

No.	議案 No.	案 件 等	内 容 等
1, 議案		計:16件	
1	議案第 39 号	平成26年度豊見城市一般会計補正予算(第2号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ409,366千円を追加し、予算総額を24,410,087千円とするともに、債務負担行為及び地方債の補正を行う提案となっています。
2	議案第 40 号	平成26年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,959千円を減額し、予算総額を7,748,898千円とする補正を行う提案となっています。
3	議案第 41 号	平成26年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,676千円を追加し、予算総額を339,200千円とする補正を行う提案となっています。
4	議案第 42 号	平成26年度豊見城市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ744千円を追加し、予算総額を187,924千円とする補正を行う提案となっています。
5	議案第 43 号	平成26年度豊見城市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,833千円を追加し、予算総額を1,020,281千円とするともに、地方債の補正を行う提案となっています。
6	議案第 44 号	平成26年度豊見城市水道事業会計補正予算(第1号)	人件費の補正等を行う提案となっています。
7	議案第 45 号	豊見城市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について	平成26年6月に沖縄県が策定した国際物流拠点産業集積計画により豊見城市が国際物流拠点産業集積地域の区域に含まれたことから、所要の改正を行うものです。
8	議案第 46 号	豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	子ども・子育て支援新制度において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要があるため、条例を制定するものです。
9	議案第 47 号	豊見城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	子ども・子育て支援新制度において、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、条例を制定するものです。
10	議案第 48 号	豊見城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	子ども・子育て支援新制度において、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、条例を制定するものです。
11	議案第 49 号	豊見城市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について	ゆたか児童クラブ施設の開所に伴い、規定を追加するため、所要の改正を行うものです。
12	議案第 50 号	豊見城市保育所設置条例の一部改正について	児童福祉法第39条が改正され、保育所の設置目的が変更されることから、所要の改正を行うものです。
13	議案第 51 号	豊崎海浜公園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	豊崎海浜公園におけるロッカー及びシャワー施設の利用期間等を変更するため、所要の改正を行うものです。
14	議案第 52 号	豊見城市立学校設置条例の一部改正について	上田幼稚園及び上田小学校の分離校として豊見城地区に幼稚園及び小学校が平成27年4月に開校するため、所要の改正を行うものです。
15	議案第 53 号	沖縄県都市交通災害共済組合の解散について	地方自治法第288条の規定により、平成26年10月31日をもって、沖縄県都市交通災害共済組合を解散することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。
16	議案第 54 号	平成25年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定により、決算に伴う利益及び資本剰余金の処分を提案し、併せて、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すための提案です。
2, 報告		計:3件	
1	報告第 14 号	平成25年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について	地方自治法第243条の3第2項の規定により、当該公社の昨年度の事業及び決算について議会に報告するものです。
2	報告第 15 号	専決処分の報告について(瀬長島野球場改修工事)	平成25年第6回豊見城市議会臨時会で議決された工事請負契約について、数量等の変更が生じ、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。
3	報告第 16 号	専決処分の報告について(車両事故に対する損害賠償の額の決定及び和解について)	車両事故に対する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものです。